

## 琵琶湖博物館うおの会 会則

### (名称)

第1条 本会の名称を「琵琶湖博物館うおの会（略称、うおの会）」とする。

### (目的)

第2条 魚を愛し、魚とりを楽しみ、魚とその生息環境を将来に残すために、琵琶湖流域の魚とその生息環境の現状を調査し、その姿を証拠として記録することを目的とする。

### (会員、およびその責務)

第3条 本会の会員は、琵琶湖博物館「はしかけ」登録者と琵琶湖博物館職員よりなる。

2. 本会の会員は、環境に配慮した節度をもった活動をする。
3. 本会の会員は守秘義務を負い、本会で知り得た情報をみだりに外部に公表してはならない。

### (会員登録)

第4条 琵琶湖博物館「はしかけ」制度に登録したものと琵琶湖博物館職員が、事務局に会員登録することによって会員になる。

2. 会員登録は年度毎とし、継続して登録を望むときは、年度末までに更新する。

### (上級調査員の認定)

第5条 本会は上級調査員を認定する。

2. 上級調査員の役割およびその認定に関しては細則を設ける。

### (総会)

第6条 総会は年1回開催する。

2. 総会では前年の活動を総括し、1年間の基本的な活動計画を決める。
3. 総会では役員を承認する。
4. 必要に応じて臨時総会を開催することができる。

### (役員)

第7条 本会は10名程度の運営委員を置き、その中より会長および副会長を選出する。

2. 各役員の任期は1年とし、再任をさまたげない。

#### (会の運営)

第8条 本会は運営委員会が運営する。

2. 運営会議は会長が召集し、総会で決定された基本的な活動計画にしたがいその時々  
の具体的な活動計画を決める。

3. 運営会議には会員誰もが参加でき、意見を述べることができる。

4. 運営委員会は、必要に応じて名誉会長・顧問を置くことができる。

#### (事務局)

第9条 本会の事務局は滋賀県立琵琶湖博物館に置く。

2. 事務局は担当学芸員と運営委員で構成する。

#### (記録の扱い)

第10条 本会の目的のために実施する調査に関わる一切の記録は、本会および調査  
者本人に帰属する。

2. 記録の扱いについては、細則を設ける。

#### (会則の改定)

第11条 本会則の改定は、運営委員会で提議し、総会で決議する。

2. 本会則に付随する内規、細則の改定は運営委員会で決議する。

#### 付則

2000年10月3日施行

2001年4月15日改定

2004年8月1日改定

2005年2月12日改定

2006年4月15日改定

2008年12月14日改定

2010年3月28日改定

2012年3月25日改定

#### うおの会の内規、細則

データの扱いに関する細則                      2006年4月15日施行    2009年11月1日改定

うおの会資格認定に関する細則                2006年6月24日施行    2009年11月1日改定